

保護者様

年 組 氏名

清瀬市立芝山小学校

学校における感染症の予防について

お子さまが、下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他の児童への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。この場合は欠席にはなりません。なお医師より登校の許可があったときは、右記登校届に記入の上、学校へ提出してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止の基準		
	出席停止の期間	
第一種	<ul style="list-style-type: none"> エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ジフテリア 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）（H7N9） 	治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ（H5N1）（H7N9）を除く 	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後2日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス 	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> 百日咳 	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	<ul style="list-style-type: none"> 麻疹（はしか） 	熱が下がってから3日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> 風疹（3日ばしか） 	発疹が消えるまで
	<ul style="list-style-type: none"> 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	<ul style="list-style-type: none"> 水痘（みずぼうそう） 	すべての発疹がかさぶたになるまで
	<ul style="list-style-type: none"> 咽頭結膜熱（プール熱） 	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
第三種	<ul style="list-style-type: none"> 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 	医師が感染のおそれがないとみとめるまで （溶連菌感染症・感染性胃腸炎・手足口病・マイコプラズマ肺炎・ウイルス性肝炎などがその他の感染症として、出席停止になる場合があります。）
	<ul style="list-style-type: none"> 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症 	

- * 第一種・第二種の感染症に罹っている同居の家族がいたり、感染している疑いがあったりする児童は、予防処置として出席停止になる場合があります。
- * 令和5年5月8日より学校保健安全法施行規則の改定により、新型コロナウイルスは「感染症の第二種」に追加されることになりました。